



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 5 5 6 号 令和 5 年 3 月 1 0 日発行

目次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
7 3	指定居宅サービス事業の廃止について届出があった件	長寿いきがい課
7 4	指定介護予防サービス事業の廃止について届出があった件	同
7 5	指定障害児通所支援事業の廃止について届出があった件	障がい福祉課
7 6	指定障害福祉サービス事業の廃止について届出があった件	同
7 7	道路の区域を変更する件	道路整備課

【公告】

番 号	表 題	担当課名
	争議行為の予告	労働雇用戦略課

【監査委員公表】

番 号	表 題	担当課名
2	定期監査の結果公表	
3	行政監査の結果公表	
4	財政的援助団体等監査の結果公表	
5	定期監査結果報告に対する措置状況	

【公安委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
4	運転免許取得者等教育の認定に関する規則 に基づく運転免許取得者等教育を行う指定 講習機関を認定した件	
5	運転免許取得者等検査の認定に関する規則 に基づく運転免許取得者等検査を行う指定 講習機関を認定した件	

徳島県告示第七十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和五年三月十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出	
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地		の 受 理 日	廃 止 年 月 日
医療法人すこやか	徳島市大原町千代ヶ丸山三〇番二〇	大原デイサービスセンター	徳島市大原町東千代ヶ丸一九番地の五二四階	通所介護	令和四年十二月二十六日	令和五年一月三十一日
三和メディカル有限会社	同 北佐古二番町一番三三三	三和メディカル有限会社	同 北佐古二番町一番三三三	特定福祉用具販売	同 二十日	同 二十日

徳島県告示第七十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和五年三月十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
名称	所在地	名称	所在地			
三和メディカル有 限会社	徳島市北佐古二番町一番三 三号	三和メディカル有限 会社	徳島市北佐古二番町一番三 三号	介護予防福祉 用具貸与	令和四年十二 月二十日	令和五年一月 二十日
				特定介護予防 福祉用具販売		

徳島県告示第七十五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の二十第四項の規定により、指定障害児通所支援事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和五年三月十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定障害児通所支援事業者		指定障害児通所支援事業を行う事業所		障害児通所 支援の種類	廃止の届出 の受理日	廃 止
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地			年 月 日
合同会社キセキ	小松島市金磯町三番八九号	ミラクルキッズ	小松島市金磯町三番八九号	児童発達支援 放課後等デイ サービス	令和四年六月 二十七日	令和四年七月 三十一日
株式会社鎌倉総合企 画	香川県高松市木太町四二八 四番地八	ナイスかもじま	吉野川市鴨島町喜来乗島番 外二六―七	同	同 九月 二十六日	同 十月 三十一日
合同会社つくし	阿波市阿波町井出口三六番 地一	つくし	阿波市阿波町井出口三六番 地一	同	同 十月 二十五日	同 十一 月三十日
株式会社ケー・エム ・シー	徳島市幟町三丁目三〇番地	児童デイこころ	徳島市東大工町一丁目一四	同	同 十一 月二十五日	同 十二 月三十一日

徳島県告示第七十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和五年三月十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定障害福祉サービス事業者		指定障害福祉サービス事業を行う事業所		サービスの種類		廃止の届出	廃止
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	種 類	の 受 理 日		年 月 日
株式会社鎌倉総合企 画	香川県高松市木太町四二八 四番地八	ナイスこくふ	徳島市国府町早淵字池久保 二番地三	短期入所	令和四年十月 三十一日		令和四年十一 月三十日

徳島県告示第七十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和五年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年三月十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 一般国道

路 線 名	区 間	新 旧 の 別	敷 地 の 幅 員 （メートル）	延 長 （メートル）
四三九号	三好市東祖谷久保九一〇番二地 先から 同 四七四番一地 先まで	旧	三・九 一・一・二	二七四・六
	三好市東祖谷久保九一〇番二地 先から 同 四七四番一 ま で	新	六・四 二・五・二	二七三・〇

公 告

鳴門病院労働組合から春闘の要求に関して令和五年三月十四日以降、同組合員が従事する次の職場において争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により公告する。

令和五年三月十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

鳴門市撫養町黒崎字小谷三二

地方独立行政法人徳島県鳴門病院構内及び全職場

徳島県監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき，令和4年度の定期監査を執行したので，その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和5年3月10日

徳島県監査委員	岡崎悦夫
同	鹿山公弘
同	大寺健司
同	西沢貴朗
同	梶原一哉

1 監査基準

定期監査については，徳島県監査基準（令和2年3月6日徳島県監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

2 監査の対象

令和5年1月10日から令和5年2月22日までの間に，別表に記載の42機関において実施した。

3 監査の着眼点

監査対象事務の執行が法令等に適合し，正確に行われ，最小の経費で最大の効果を挙げるようにし，その組織及び運営の合理化に努めているか。

4 監査の実施内容

令和3年度における財務に関する事務及び経営に係る事業の管理を対象とし，監査対象機関から提出された関係書類を照合するとともに，関係職員から説明を聴取することにより，監査を実施した。

5 監査の結果

監査の着眼点及び監査の実施内容のとおり監査を行った結果，重要な点において監査基準第15条第2項第1号に定める事項が認められないものについては，次のとおりである。

(1) 超過勤務手当及び休日給の支給で適切でないもの

< 池田高等学校 >

週休日の振替等に伴う超過勤務手当及び休日給について，支給区分や算定を誤っているものがある。今後，組織的な確認を徹底し，適正な事務の執行を確保する必要がある。

(2) 特殊勤務手当の支給で適切でないもの

< 徳島北高等学校 >

教育業務連絡調整手当について，支給日数を誤っているものがある。今後，組織的な確認を徹底し，適正な事務の執行を確保する必要がある。

別表

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
池田支援学校	令和5年 1月10日
池田高等学校	"
城ノ内高等学校	令和5年 1月12日
城ノ内中等教育学校	"
徳島北高等学校	"
城西高等学校	令和5年 1月13日
名西高等学校	"
脇町高等学校	令和5年 1月16日
穴吹高等学校	"
海部高等学校	令和5年 1月17日
総合教育センター	令和5年 1月18日
板野高等学校	"
那賀高等学校	令和5年 1月19日
城南高等学校	令和5年 1月20日
ひのみね支援学校	"
徳島科学技術高等学校	令和5年 1月23日
しらさぎ中学校	"
徳島中央高等学校	"
国府支援学校	令和5年 1月24日
徳島視覚支援学校	令和5年 1月26日
徳島聴覚支援学校	"
富岡西高等学校	令和5年 1月27日
小松島西高等学校	"
富岡東中学校	令和5年 2月22日
川島中学校	"
城東高等学校	"
城北高等学校	"
徳島商業高等学校	"
小松島高等学校	"
富岡東高等学校	"
阿南光高等学校	"
鳴門高等学校	"
鳴門渦潮高等学校	"
阿波高等学校	"
吉野川高等学校	"
川島高等学校	"
阿波西高等学校	"
つるぎ高等学校	"
板野支援学校	"
鴨島支援学校	"
阿南支援学校	"
みなと高等学園	"

徳島県監査委員公表第 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 2 項の規定に基づき，令和 4 年度の行政監査を実施したので，その結果を同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 1 0 日

徳島県監査委員	岡	崎	悦	夫
同	鹿	山	公	弘
同	大	寺	健	司
同	西	沢	貴	朗
同	梶	原	一	哉

令和4年度

行政監査結果報告書

徳島県監査委員

目 次

第 1	行政監査の趣旨等	1
第 2	監査の対象事務及び選定理由	1
1	監査対象事務	1
2	選定理由	1
第 3	監査の概要	1
1	監査の対象機関	1
2	監査の実施期間	3
3	監査の実施方法	3
4	監査の着眼点	3
第 4	監査の結果	4
1	事務処理の体制について	4
2	事務処理の状況について（適正かつ迅速・効率的に行われているか）	6
3	申請手続等の簡素化について	8
4	申請書類等の管理状況について	9
第 5	意見	10
1	事務処理の体制について	10
2	事務処理の状況について	10
3	申請手続等の簡素化について	11
4	申請書類等の管理状況について	12

第1 行政監査の趣旨等

行政監査については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、一般行政事務について適正かつ効率的な運営を確保するため、合規性や正確性はもとより、事業の経済性、効率性及び有効性、組織及び運営の合理性の観点から行うものであり、徳島県監査基準（令和2年3月6日徳島県監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

第2 監査の対象事務及び選定理由

1 監査対象事務

許認可等に係る事務処理について

2 選定理由

許認可等（法令等に基づき、行政庁が許可、認可、免許等申請者に対し何らかの利益を付与する処分）に係る事務については、県民の生活や社会経済活動に密接に関わるものであり、公平性及び透明性の確保とともに、事務処理の適正化や迅速化・効率化、手続の簡素化等により県民の負担軽減及び行政サービスの向上を図ることが求められている。

また、関係書類には個人情報や法人の内部情報を含むことも多く、その取り扱いには十分な注意が必要である。

さらには、デジタル社会の実現及び今般の新型コロナウイルス感染症への対応として、テレワーク・リモートワークが推進されている中、申請手続における、書面主義、押印原則、対面主義が課題となっているため、徳島県においても書面・押印・対面の廃止に向けて見直しを行うとともに、オンライン化を推進してきたところである。

こうしたことから、県における許認可等に係る事務の監査を実施することにより、今後の適正な事務処理の確保及び行政サービスの向上に資することとする。

第3 監査の概要

1 監査の対象機関

監査を実施するに当たり、行政手続法（平成5年法律第88号。以下「法」という。）及び徳島県行政手続条例（平成7年徳島県条例第48号。以下「条例」という。）が適用される許認可等に係る事務の状況を把握するため、県のすべての機関に対して事前調査を実施したところ、1,667事務について回答があった。

このうち、令和3年度に処分実績のあった622事務の中から、県民生活への関わり、処分件数、業務間の均衡等を考慮して、16事務を抽出し、28処分機関、25受付機関を監査対象とした。

表1 監査対象機関

令和4年度 監査対象事務及び監査対象機関一覧

	監査対象事務	部局名	所管課	監査対象機関		事務処理区分		処分件数
						処分機関	受付機関	
1	火薬類の消費の許可	危機管理 環境部	消防保安課	1	消防保安課	○	○	44
2	産業廃棄物収集運搬業の許可		環境指導課	2	環境指導課	○	○	264
				3	西部総合県民局 保健福祉環境部 美馬庁舎	○	○	28
3	営業の許可(食品衛生法第55条)		安全衛生課	4	徳島保健所	○	○	2,308
		5		阿南保健所	○	○	293	
4	ふく処理師の免許		6	安全衛生課	○	徳島県食品衛生協会	220	
5	保護の開始の申請に対する処分	保健福祉部	国保・自立支援課	7	東部保健福祉局 徳島庁舎	○	○	498
				8	西部総合県民局 保健福祉環境部 三好庁舎	○	○	204
6	毒物劇物販売業の登録		薬務課	9	徳島保健所	○	○	92
				10	阿南保健所	○	○	20
7	電気工事業の登録	商工労働 観光部	新未来産業課	11	新未来産業課	○	徳島県電気工 事業工業組合	221
8	農地等の転用のための権利移動の許可	農林水産部	農林水産政策課	12	農林水産政策課	○	市町村農業委 員会	449
9	狩猟者登録		鳥獣対策・ふるさと創造課	13	東部農林水産局 徳島庁舎	○	○	946
				14	南部総合県民局 保健福祉環境部 阿南庁舎	○	○	599
10	小型まき網漁業等、徳島県漁業調整規則第3条に規定する漁業の許可 (小型まき網漁業等、徳島県漁業調整規則第7条に規定する漁業の許可)			漁業調整課	15	漁業調整課	○	○
11	建設業許可(新規)	県土整備部	建設管理課	16	東部県土整備局 徳島庁舎	○	○	539
				17	西部総合県民局 県土整備部 美馬庁舎	○	○	71
12	許可地域における広告物等の表示,設置の許可		都市計画課	18	東部県土整備局 徳島庁舎	○	○	269
				19	南部総合県民局 県土整備部 阿南庁舎	○	○	49
13	建築確認		住宅課	20	東部県土整備局 徳島庁舎	○	○	202
				21	西部総合県民局 県土整備部 美馬庁舎	○	○	48
14	占用又は使用の許可,変更の許可		運輸政策課	22	東部県土整備局 徳島庁舎	○	○	2,926
				23	鳴門総合サービス センター	○	○	662
				24	南部総合県民局 県土整備部 阿南庁舎	○	○	2,282
15	道路の使用の許可	警察本部	交通規制課	25	小松島警察署	○	○	1,858
				26	鳴門警察署	○	○	2,484
16	風俗営業の許可(第4条第3項の規定の適用がない場合に限る。)		生活安全企画課	27	徳島中央警察署	○	○	28
				28	徳島名西警察署	○	○	2

※県以外の機関が申請の受付を行う事務については、受付機関を監査対象外とした。

2 監査の実施期間

令和4年10月から令和5年3月までの間に実施した。

3 監査の実施方法

監査対象機関に監査資料の提出を求めるとともに、監査事務局職員による現地調査や必要書類の閲覧等を踏まえ、提出された資料及び一部聞き取り調査を基に監査を実施した。

4 監査の着眼点

次に掲げる項目を着眼点とした。

- (1) 事務処理体制は適切か
- (2) 事務処理は適正かつ迅速・効率的に行われているか
- (3) 申請手続等の簡素化に努めているか
- (4) 申請書類等の管理・保管は適正に行われているか

第4 監査の結果

今回の監査は、前述の「第3の4」で示した4つの着眼点に沿って実施し、その結果については、次のとおりである。

1 事務処理の体制について

法及び条例に基づき、審査基準や標準処理期間が設定・公表されているか、また、申請窓口は県民と行政の日常的接点であり、県民サービス向上の観点から、申請に必要な情報の提供が適切に行われているか、申請を処理する体制が整備されているかについて、監査を行った。

(1) 審査基準の設定

監査対象16事務について、審査基準の設定状況は、表2のとおりである。

設定していない7事務は、法令の定めのみによって許認可等の可否を判断できるものであり、審査基準の設定を要しないとの理由であった。

【根拠法令等】

法第5条第1項及び条例第5条第1項では、行政庁は審査基準（申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令等の定めに従って判断するために必要とされる基準）を定めるものとする規定している。

ただし、許認可等の可否の判断基準が、法令の定めにおいて具体的に規定し尽くされている場合は、別途、審査基準を定める必要はないとされている。

表2 審査基準の設定

項 目	事務数
審査基準を設定をしている	9
法令のほか国の運用通達等も加えて審査基準としている	7
県単独で審査基準を設定している	2
審査基準を設定していない（法令の定めのみによって判断可能）	7
合 計	16

(2) 審査基準の公表

審査基準の設定をしている9事務すべてが、審査基準を公にしており、その方法については、表3のとおりである。

【根拠法令等】

法第5条第3項及び条例第5条第3項では、行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、法令等により当該申請の提出先とされる機関における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならないと規定している。

表3 審査基準を公にしている方法

項 目	事務数
ホームページで公表	5
ホームページで公表及び求めに応じて提示	2
ホームページで公表及び窓口で備付け	2
合 計	9

(3) 標準処理期間

監査対象 16 事務について、すべての事務で標準処理期間の設定及び公表がされていた。

【根拠法令等】

法第 6 条及び条例第 6 条では、行政庁は申請が事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（以下「標準処理期間」という。）を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、公にしておかなければならないと規定している。

(4) 受付表示の有無

受付機関 25 機関のうち、室内又は室外における窓口の案内表示をしている機関は 13 機関であった。

表示していない 12 機関では、

- ・ 申請者が特定の者であること
- ・ 関係団体がまとめて提出すること
- ・ 職員が現地等で直接記載すること

との理由であった。

(5) 受付窓口での申請書様式等の備付け

受付機関 25 機関のうち、申請書様式を窓口で常に備え付けている機関は 16 機関であった。

備付けがない場合でも、要請に応じて提供を受けたり、申請者自らがホームページからダウンロード可能であるなど、申請者が入手可能な状態であった。

(6) 受付簿の有無

受付機関 25 機関における受付簿の作成状況は、表 4 のとおりである。

作成していない 5 機関では、

- ・ 受付後直ちに審査・処分を行うため
- ・ 受付と同時に立入日程等をスケジューラーに入力し担当で共有しているため
- ・ 許可後に台帳作成を行うため

との理由であった。

表4 受付簿の有無

項 目		受付機関数
受付簿あり		20
受付簿なし		5
理 由	直ちに審査・処分を行うため	1
	受付したと同時に立入日程等をスケジューラーに入力し共有しているため	1
	許可後に台帳作成を行うため	3
合 計		25

(7) 職員に対する研修等の実施状況

監査対象16事務について、所管課等から受付・処分機関の担当職員への研修の実施の状況は、表5のとおりである。

研修を実施していない9事務については、

- ・ 引継書や手引き・マニュアル等で対応しているため
- ・ 所管課であり受付から処分までを行っているため
- ・ 過去の事例や所管課等への問い合わせで対応しているため

との理由であった。

表5 職員に対する研修等の実施状況

項 目		事務数
受付機関及び処分機関の担当者に対して会議・研修を行っている		7
行っていない		9
理 由	引継書や手引き・マニュアル等で対応	6
	事務所管課であり受付・審査・処分を行うため	2
	過去の事例や所管課等へ問い合わせで対応	1
合 計		16

2 事務処理の状況について（適正かつ迅速・効率的に行われているか）

(1) 事務処理要領（マニュアル等）の整備状況

監査対象16事務について、事務処理要領の整備状況は、表6のとおりである。
整備していない3事務については、

- ・ 条例等により必要事項が明記されているため
- ・ 前任担当者からの引継書により処理手順が明らかであるため

との理由であった。

表6 事務処理要領の整備状況

項 目		事務数
所管課又は処分機関がマニュアルを整備している		13
整備していない		3
理 由	条例，規則に必要事項が明記されているため	1
	引継書により処理手順が明らかであるため	2
合 計		16

(2) 審査表（審査項目チェックリスト）等の作成

処分機関 28 機関のうち，申請の審査に当たって，審査表等を作成し，審査に活用している機関は 18 機関であり，審査表を作成していなかった機関は 10 機関であった。

審査表を作成していなかった機関では，条例等や手引き，引継書などに審査手順が明記されていることなどが主な理由であった。

(3) 事務処理の進捗管理

審査の進捗管理について，処分機関 28 機関のすべての機関において，審査の進捗状況を組織的に把握していた。

進捗状況の確認方法は，表 7 のとおりである。

表7 進捗状況の確認方法

項 目	処分機関数
申請受付簿や管理台帳による管理・確認	20
システムで確認	9
会議やミーティング等の実施	4
定期的に上司等による確認の実施	12
合 計	45

※複数回答あり

(4) 補正指示等の記録の状況

受付機関 25 機関のうち，補正指示の方法については，書面交付によるものが 5 機関，口頭伝達によるものが 20 機関であった。

また，補正指示の経緯を記録していたのは 10 機関であり，あらかじめ定められた様式（事務処理台帳等）の活用や担当者によるメモ作成など，受付機関により方法は様々であった。

なお，補正指示等の経緯を記録していない 15 機関については，軽微な内容変更によるためとの理由であった。

(5) 標準処理期間を超えて行った処分

処分機関 28 機関のうち、標準処理期間を超えて処分を行った機関は、7 機関であった。

ただし、申請の補正に要した期間は、実際の処理期間の算定から除外すべきであるが、申請の補正に要した期間を正確に記録していなかったため、標準処理期間を実質的に超えていたかどうか不明であった。

3 申請手続等の簡素化について

(1) 申請書の押印廃止

監査対象 16 事務について、12 事務で申請書の押印が廃止されており、3 事務はもともと押印が不要で、1 事務は本人確認を理由に廃止されていなかった。

なお、12 事務は、令和 2 年度から 3 年度にかけて、新型コロナウイルス感染症対応の取組の一つである「行政手続のオンライン化」を進める中で取り組まれたものであった。

(2) 法令等に規定のない書類の添付

監査対象 16 事務について、申請書類の提出の際に、法令等に定めのない書類の提出を求めている事務が 7 事務あった。

提出を求める主な理由は、

- ・ 申請書の記載内容を確認するため
- ・ 許可要件の充足を確認する上で必要不可欠であるため

などであった。

(3) 添付書類の省略

監査対象 16 事務について、添付書類の省略が可能としている事務は 3 事務であった。

更新申請の際の添付書類の一部省略や、情報連携で確認可能な書類の提出を省略するなど、申請者の負担軽減が図られていた。

(4) 申請書類の郵送による受付

監査対象 16 事務について、申請書類の郵送による提出を認めている事務は 14 事務であり、認めていない事務は 2 事務であった。

郵送を認めていない理由は、

- ・ 添付書類が多く対面で確認する必要があるため
- ・ 対面での本人確認が必要であるため

であった。

(5) 電子申請の利活用

監査対象 16 事務について、電子申請の導入状況は、表 8 のとおりである。

電子申請が導入されていない主な理由は、

- ・ 添付書類が多いため
- ・ 申請書に収入証紙の貼付が必要であること
- ・ 対面で本人確認が必要であるため

などであった。

なお、導入されている２事務は、国が整備したシステムであり、電子申請できる手続が限定されていることなどにより、利用実績が少ない状況であった。

表8 電子申請の有無

項 目	事務数
電子申請ができる	2
電子申請ができない	9
検討中	5
合 計	16

4 申請書類等の管理状況について

徳島県個人情報保護条例においては、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないとされている。

処分機関２８機関において、申請書類等は、一部施錠できないキャビネット等での保管はあるものの、すべての処分機関で、県民の目に直接触れる場所での保管はされていなかった。

なお、特定個人情報（マイナンバー）の取扱いのある事務では、適正に保管されていた。

第5 意見

今回の行政監査は、県で処理している許認可等事務から16事務を抽出して実施したものである。

監査を実施した16事務については、おおむね適正に処理されていると認められたが、より一層の「適正な事務処理の確保」及び「行政サービスの向上」の観点から、次の事項について、留意改善されることを望むものである。

また、今回、監査対象としなかった許認可等事務の担当機関においても、この報告書をもとに事務処理の現状を再確認し、必要に応じて見直しを実行するなどの改善に努められたい。

1 事務処理の体制について

(1) 受付簿の整備

受付簿は、法や条例において、特にその作成を義務付けられるものではないものの、事務処理の正確性・客観性を高める観点から、受付・処分機関それぞれが、事務の進捗状況や重要事項を受付簿に記録・保存していくことが重要である。

各機関においては、受付簿の作成に努めるとともに、費用対効果を考慮の上、事務のシステム化を検討されたい。

(2) 研修の実施

許認可事務は、専門的な知識を必要とするものが多いことから、年度当初の早い時期に担当者研修を実施することは、事務処理の正確性を高めていく上で、有効な手段の一つである。

また、複数の機関が受付機関や処分機関となっている事務については、統一的な事務処理や効率化・ミス防止を図る上で実効性が高い。

所管課においては、WEBでの開催を含め、幅広く実施に努められたい。

2 事務処理の状況について

(1) 事務処理要領（マニュアル）や審査表（チェックリスト）の整備

許認可事務は、法令等に基づき正確な事務処理が要求されている。事務のミスの防止はもとより事務の効率化を図る上でも、事務処理要領（マニュアル）や審査表（審査項目チェックリスト）は実効性の高い手段の一つであることから、作成を検討されたい。

特に、複数の機関が受付機関や処分機関となっている事務については、統一的な事務処理が必要であることから、所管課において事務処理要領の作成を検討するとともに、既に作成されている事務については、法令等の改正に留意し実効性が保持できているのか等、今一度、再点検に努められたい。

なお、担当者間の引継書を事務処理要領の代用としている事例も一部に見られたが、事務処理の正当性を確保するため、組織として事務処理要領の作成に努められたい。

(2) 補正指示の記録

申請書の補正指示においては、補正指示の内容・経緯等を受付簿や事務処理台帳に記録することは、事務処理の正確性を高めるとともに客観性を保持していく上で、有効な手段であるので、充実に努められたい。

また、今後、申請者及び行政庁双方の負担軽減を図るため、軽微な内容も含め、補正内容を取りまとめ、簡明なチェックポイントとして申請者に案内することも検討されたい。

(3) 標準処理期間について

標準処理期間は、申請が到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間であり、処理期間の目安として公表されていることから、特段の理由がない限り、この期間内で事務処理を終えるべきである。

標準処理期間を超えて行った処分については、原因を分析するとともに課題解決に努め、常態化しているものについては、標準処理期間の見直しを含め抜本的な改善策を検討されたい。

また、申請書の補正に要した期間を処理期間に算入している事務が見受けられたので、その補正に要した期間を適正に記録されるよう努められたい。

3 申請手続等の簡素化について

(1) 申請書の押印廃止

申請書の押印について、本人確認を理由として廃止されていなかった事務があったが、行政手続のオンライン化推進の観点から、再度、必要性を検証されたい。

(2) 添付書類等

申請書の記載内容や許可要件の充足を確認するためとして、法令等に定めのない書類の提出を求めている事務があったが、申請者の負担軽減や申請手続等の効率化の観点から、添付書類の必要性を検討されたい。

また、必要書類が公表されていない事務があったが、申請手続の円滑化を図るため、必要書類の公表に努められたい。

さらに、申請書類の郵送による提出を認めていない事務については、申請者の負担軽減を図るため、郵送受付の可否を検討されたい。

(3) 行政手続オンライン化の推進

県では、デジタルですべてがつながる社会への転換を図り、「Society5.0」を通じて安心安全で豊かさを実感できる地域を創造するための方針を示す「デジタルとくしま推進プラン」を策定し、基本目標の一つとして「利便性の高い行政サービスの実施」を掲げ、行政手続のオンライン化を推進している。

行政手続における電子申請については、添付書類が多いことや手数料納付方法などが課題となり、導入が進んでいないが、申請者の利便性の向上を図るため、引き続き課題解決に努めるとともに、サイバーテロへの備えなどセキュリティ対策にも

十分配慮しながら，行政手続オンライン化の推進に取り組まれない。

4 申請書類等の管理状況について

申請書類等は個人情報を含むものが多いことから，定期的に管理状況を点検するなど，個人情報の漏えい，滅失，き損の防止等適切な管理に努められたい。

徳島県監査委員公表第4号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、令和4年度の財政的援助団体等監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。
令和5年3月10日

徳島県監査委員
岡鹿大西 梶
崎山寺沢 原
悦公健 貴一
夫弘司 朗哉

- 1 監査基準
財政的援助団体等監査については、徳島県監査基準（令和2年3月6日徳島県監査委員告示第1号）に準拠して実施した。
- 2 監査の対象
令和4年12月20日から令和5年1月27日の間に、別表に記載の12団体において実施した。
- 3 監査の着眼点
監査の対象となった財政的援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか。
- 4 監査の実施内容
令和3年度における財政的援助等に係る出納その他の事務を対象とし、監査対象団体から提出された関係書類を照合するとともに、関係職員から説明を聴取することにより、監査を実施した。
- 5 監査の結果
監査の着眼点及び監査の実施内容のとおり監査を行った結果、重要な点において監査基準第15条第2項第3号に定める事項が認められないものについては、次のとおりである。

< 公益財団法人徳島県文化振興財団 >
公益財団法人徳島県文化振興財団事務処理規程において、業務委託に係る支出は理事長の決裁事項とされているにもかかわらず、これがなされていないものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。

< 公益財団法人とくしま産業振興機構 >
割賦設備債権、リース設備債権、設備資金貸付金及び求償権について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

債権残額の状況

令和3年度決算額	195,402,840 円
令和2年度決算額	197,880,347 円
増 減 額	2,477,507 円

別表

監 査 対 象 団 体	財政的援助等の概要
公益財団法人徳島県文化振興財団	出資金、公の施設の管理
徳島空港ビル株式会社	出資金、公の施設の管理
株式会社徳島健康科学総合センター	出資金
株式会社コート・パール徳島	出資金、公の施設の管理
一般財団法人徳島県環境整備公社	出資金
公益財団法人とくしま産業振興機構	出資金、補助金、貸付金、損失補償

監 査 対 象 団 体	財政的援助等の概要
岡田企画株式会社	公の施設の管理
徳島県酪農業協同組合	〃
徳島中央森林組合	〃
一般社団法人かみかつ里山倶楽部	〃
株式会社バル	〃
株式会社ティビィケイ	〃

徳島県監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、徳島県知事等から定期監査結果報告に対して講じた措置についての通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和5年3月10日

徳島県監査委員 岡崎悦夫
同 鹿山公弘
同 大寺健司
同 西沢貴一
同 梶原朗哉

監査結果の公表年月日		令和4年11月11日		
監査の結果		講じた措置		
(1) 収入証紙に関する事務で適切でないもの	<東部県土整備局 徳島庁舎 > 前年度の監査に引き続き、収入証紙による収入手続において、収入証紙の消印がなされていないものがある。今後、再発防止策を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。			
	昨年度の定期監査での指摘を受け、収入証紙の収納処理については、事務担当者はもとより、担当リーダー、サブリーダーが十分チェックし、消印漏れがないように取り組んできたところであるが、今回、港湾施設占用料の収入証紙の収入手続において、収入証紙に消印がなされていないものがあったものである。 今回の指摘を受けて、一連の事務で消し込み漏れが発生した原因がどこにあるかを検証した結果、チェックが不十分であったとの結論となった。 再発防止策として、従来、収入証紙収納事務については、管理職が占用許可申請書を決裁した後、担当者に返却して処理済みとしていたものを、決裁が完了した占用許可申請書について、改めて副主任者、担当リーダー、管理職が、消印を確認することとした。 そのほか、副主任者、担当リーダー、管理職による月次の確認を徹底する。 なお、監査対象年度においては、同様の誤りがないことを確認した。組織的なチェック機能をなお一層高めて、今後の適正な事務の執行を確保する。			
(2) 収入で未収となっているもの	<東部県税局 徳島庁舎 吉野川庁舎 > 県税及び税外収入について、市町村等関係機関と連携して、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。			
	県税の収入未済額の状況 <table><tr><td>令和3年度決算額</td><td>541,617,854円</td></tr></table>			令和3年度決算額
令和3年度決算額	541,617,854円			
		1 収入未済額の状況 令和3年度の「県税」の収入未済額は、541,617,854円であった。税目別では、市町村が「個人の住民税」として賦課徴収を行っている個人県民税が収入未済額全体の71.7%、自動車税が8.7%と、この2税目で県税収入未済額全体の80.4%を占める状況であった。 〔参考〕 「個人県民税」の収入未済額 388,464,486円		

令和2年度決算額	665,654,469円
増 減 額	△124,036,615円

税外収入の収入未済額の状況

令和3年度決算額	25,397,126円
令和2年度決算額	20,934,585円
増 減 額	4,462,541円

(対前年度増減 △25,440,481円)
「自動車税」の収入未済額 47,191,224円
(対前年度増減 △160,725円)
また、「税外収入」の収入未済額は、25,397,126円であり、重加算金が84.7%を占める状況であった。

2 講じた措置

滞納となった県税等については、毎年度当初に策定する「県税事務運営方針」に基づき、計画的かつ効果的な滞納整理に取り組むこととしている。

(1) 個人県民税の徴収対策

収入未済額の約7割を占める個人県民税の徴収対策として、平成29年度に創設した県と市町村の徴税吏員が互いの身分を併任する「相互併任制度」により、県と7市町（徳島市、小松島市、吉野川市、阿波市、松茂町、藍住町及び板野町）それぞれと協定を締結し、特定の滞納整理業務を共同で実施している。

特に税収規模の大きい徳島市との相互併任においては、滞納者宅の搜索・差押えを重点的に行うなど厳しい姿勢で臨んでおり、その取組の一環として、昨年度に引き続き「令和4年度徳島県市町村合同公売会」（参加団体：徳島県・徳島市・小松島市・阿波市・藍住町・徳島滞納整理機構）を令和4年11月に開催し、搜索により差し押さえた物品を売却して未納の徴収金に充てた。

なお、「相互併任制度(市町村派遣)」と「地方税法第48条による県への徴取引継」の併用及び令和元年度からの「特別徴収義務者の一斉指定(全市町村)」により更なる徴収強化が図られている。

さらに、滞納を許さない気運を醸成し、新規滞納を抑制するため、11月から12月までを「県下一斉徴収強化月間」と設定し、納税広報、県と市町村との「共同催告」や「県への徴取引継予告」による納税推進、差押え等の滞納処分を、市町村と連携、集中して実施した。

(2) 個人県民税以外の税目の徴収対策

自動車税をはじめとするその他の税目及び税外収入については、電話催告や戸別訪問による納税指導のほか、定期的に「滞納分析会議」を実施して個別案件ごとに滞納整理方針を検討・決定し、納付意思を示さない者に対しては早期に滞納処分に着手する方針で取り組むこととしている。

また、7月から9月までを「滞納繰越分整理強調月間」と設定し、滞納繰越分を集中的に処理するとともに、滞納件数が最も多く収入未済額も多額となる自動車税については、担当職員から毎月の処理状況の報告を求め、その進行管理に努めている。

3 今後の対応

今後とも、納期内納付向上のための広報、早め早めの催告、適時適切な納税指導により自主納税体制の確立を図るとともに、厳正な滞納整理を実施することで、公正・公平な税務行政を実現し、県税収入の確保に努める。また、個人県民税については、市町村との連携を更に

深め、徴収支援体制の一層の充実を図る。

県税の収入未済額の状況

令和3年度決算額	541,617,854円
収入済額	140,403,619円
不納欠損額	67,160,939円
令和4年12月31日現在の収入未済額	343,522,053円

税外収入の収入未済額の状況

令和3年度決算額	25,397,126円
収入済額	2,346,919円
不納欠損額	8,066,830円
令和4年12月31日現在の収入未済額	14,983,377円

< 中央こども女性相談センター >

児童福祉費負担金について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

児童福祉費負担金の収入未済額の状況

令和3年度決算額	15,033,167円
令和2年度決算額	15,683,887円
増 減 額	△650,720円

未納の当該負担金については、「新・徳島県債権管理基本方針」及び「児童福祉施設入所者負担金徴収マニュアル」に基づき、家庭相談員が文書や電話による督促、戸別訪問による納入指導、滞納者及び児童の新規入所時における保護者への制度の趣旨の十分な説明、生活困窮者への分割納付等個々のケースに応じた納付指導を行い、収入確保に努めた。

また、令和4年12月に未収金対策会議を開催し、未収が続くおそれのある「現在入所中」の児童の保護者に重点を置いた徴収困難ケースを中心に担当者と世帯状況の確認や今後の対応について協議し、個別対応を行った。

今後とも、このような取組を継続する中で、債務者個々の生活状況等の把握に努め、分割納付などの適切な償還指導や相談を行うことにより一層の収入確保を図るとともに、新たな収入未済の発生防止に努める。

児童福祉費負担金の収入未済額の状況

令和3年度決算額	15,033,167円
収入済額	1,441,120円
不納欠損額	0円

		令和4年12月31日現在の収入未済額	13, 592, 047円														
< 医療政策課 > 返納金（看護師等修学資金返還金）について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。 返納金（看護師等修学資金返還金）の収入未済額の状況 <table><tr><td>令和3年度決算額</td><td>3, 763, 950円</td></tr><tr><td>令和2年度決算額</td><td>4, 012, 340円</td></tr><tr><td>増 減 額</td><td>△248, 390円</td></tr></table>		令和3年度決算額	3, 763, 950円	令和2年度決算額	4, 012, 340円	増 減 額	△248, 390円	返納金については、「新・徳島県債権管理基本方針」に基づき、個別の償還指導等を行い、債務者の生活や資力状況に応じた償還計画に基づく償還に取り組んでいるが、経済的な事情等から償還が滞っている者については、引き続き、債務者及び連帯保証人の実情把握に努めている。 令和4年度においては、新型コロナウイルスの感染状況を注視しながら、12月に債務者の自宅を訪問し、現年調定分について、納入の再開に至ったケースがあり、引き続き自宅訪問や文書による納入依頼を実施する。また、本年度卒業予定の貸与者が所属する県内養成所を訪問し、詳細な資料を示しながら、返還が必要になるケースについて丁寧な説明を行い、未収発生の防止に努めた。 現時点では令和3年度の水準まで収入済額が伸びていないが、残債務のうち、こちらから働きかけを行っても一向に反応のない固定化案件が占める割合が高まっていることが要因と考えられる。今後とも、継続的に償還がなされるよう、電話・自宅訪問による状況調査や督促を行うなど、一層の債権回収に努めるとともに、新規貸与に当たっては、返還免除の条件を満たさない場合の返還義務について、貸与者及び連帯保証人への周知徹底を行い、収入確保に努める。 また、現年度償還者が納期限を過ぎても入金がない場合には、速やかに文書や電話による納付指導を行うほか、資力等の問題がある場合には、債務者との相談の上、返還計画の見直しを行うなど、きめ細やかに対応し、新たな収入未済の発生防止に取り組む。 返納金（看護師等修学資金返還金）の収入未済額の状況 <table><tr><td>令和3年度決算額</td><td>3, 763, 950円</td></tr><tr><td>収入済額</td><td>117, 000円</td></tr><tr><td>不納欠損額</td><td>0円</td></tr><tr><td>令和4年12月31日現在の収入未済額</td><td>3, 646, 950円</td></tr></table>		令和3年度決算額	3, 763, 950円	収入済額	117, 000円	不納欠損額	0円	令和4年12月31日現在の収入未済額	3, 646, 950円
令和3年度決算額	3, 763, 950円																
令和2年度決算額	4, 012, 340円																
増 減 額	△248, 390円																
令和3年度決算額	3, 763, 950円																
収入済額	117, 000円																
不納欠損額	0円																
令和4年12月31日現在の収入未済額	3, 646, 950円																
< 障がい者相談支援センター > 心身障害者扶養共済掛金収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。 心身障害者扶養共済掛金収入の収入未済額の状況 <table></table>		未納の掛金については、「徳島県心身障害者扶養共済制度未収金徴収マニュアル」及び「新・徳島県債権管理基本方針」に基づき、経済的な事情からやむを得ず未納の掛金が発生した債務者（障がい者の保護者）の状況把握に努めるとともに、債務者の経済状況等に応じた個別の対応により収入確保に努めた。															

令和3年度決算額	4,012,130円
令和2年度決算額	4,992,180円
増 減 額	△980,050円

- 1 新たな収入未済の発生防止に向けた取組
 - (1) 定期的な収納状況の確認の継続により通常と異なる納付の状況が見られた場合には、早期に連絡を取り状況把握を行い、加入者との良好な関係づくりに努めた。現年分掛金支払中の者には、定期納付を促すことで収入未済の発生防止に努めた。
 - (2) 新規加入希望者には、「重要事項説明書」を用いて本制度の仕組み・支給要件・脱退時の取扱いなどを説明し、十分な理解が得られるよう努めた。
 - (3) 住民基本台帳ネットワークシステムの独自利用による状況把握を行い、債権管理に努めた。

- 2 適切な債権管理による収入確保に向けた取組
 - (1) 未収金ケース検討会（当センター・障がい福祉課）を令和4年6月29日に開催し、情報の共有及び方針決定を行った。「未収金徴収マニュアル」及び「掛金未納者の年金等取扱要領」に基づき、継続的・計画的に未収金徴収に努めた。
 - (2) 督促文書は老齢年金等の年金支給月に合わせて隔月で送付し、各債務者の近況に合わせた手書きの手紙を添えることにより、定期納付を促した。また、注意喚起のため黄色い封筒を用いて納付書を同封するなど、送付方法も工夫した。
 - (3) 滞納期間や滞納額・生活状況等により掛金納付計画書の提出を求め、継続納付を促し、直ぐに納入することが困難なものについては、ワンコインを含む少額納付を認めるなど、債権管理を行った。

- 3 今後の取組
 今後とも、引き続き、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、滞納者の現況を十分に把握する中で、滞納者個々のケースに応じた対応を行い、粘り強く交渉を重ねることにより、収入の確保に努めてまいらる。

心身障害者扶養共済掛金収入の収入未済額の状況

令和3年度決算額	4,012,130円
収入済額	560,000円
不納欠損額	0円
令和4年12月31日現在の収入未済額	3,452,130円

< 東部保健福祉局 徳島庁舎 >

返納金（児童扶養手当返納金・生活保護返納金）、母子福祉資金貸付金元利収入及び寡婦福祉資金貸付金元利収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

- 1 返納金（児童扶養手当返納金）の収入未済額の状況
 児童扶養手当返納金については、「児童扶養手当返納金に係る事務取扱要領」に基づき、担当職員と母子・父子自立支援員が連携し、文書や電話での督促、戸別訪問（随時）による未収金回収に取り組むと

返納金(児童扶養手当返納金)の収入未済額の状況

令和3年度決算額	4, 114, 530円
令和2年度決算額	4, 117, 670円
増 減 額	△3, 140円

返納金(生活保護返納金)の収入未済額の状況

令和3年度決算額	147, 491, 317円
令和2年度決算額	151, 592, 662円
増 減 額	△4, 101, 345円

母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

令和3年度決算額	135, 509, 585円
令和2年度決算額	145, 470, 547円
増 減 額	△9, 960, 962円

寡婦福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

令和3年度決算額	14, 926, 321円
令和2年度決算額	16, 120, 701円
増 減 額	△1, 194, 380円

ともに、債務者ごとに「児童扶養手当返納金管理台帳」を作成して適切な債権管理を行った。

さらに、町村と連携し、定例払い前に、資格喪失事由の発生等を確認することにより、返納金発生の未然防止と早期発見に努めた。

今後とも、関係町村と連携し、債務者への就労支援をはじめ、必要に応じた分割納入の措置、計画的な返納指導等を行うとともに、受給者に対し、資格喪失や対象児童数の減等の届出を確実にを行うよう周知・指導することにより、返納金発生の未然防止に努める。

返納金(児童扶養手当返納金)の収入未済額の状況

令和3年度決算額	4, 114, 530円
収入済額	56, 500円
不納欠損額	0円
令和4年12月31日現在の収入未済額	4, 058, 030円

2 返納金(生活保護返納金)の収入未済額の状況

生活保護返納金については、「生活保護返納金事務処理マニュアル」に基づき、督促(催告)状の送付や電話、訪問等により未収金の回収に取り組むとともに、債権管理台帳に基づいた適切な債権管理を行うほか、組織としての情報共有を図った。

さらに、債務者が低所得の状態にあることから、一度返納金が発生すると回収が困難になる状況を踏まえ、保護開始時から制度の趣旨及び適正な収入申告義務に係る説明を徹底し、「申告義務遵守の確認書」に署名押印を求めるほか、保護継続世帯に対しては、「申告義務のしおり」を活用し、定期的に収入申告義務に係る留意を求めることで、収入状況の適切な把握と返納金の発生防止に向けた取組を推進した。

なお、令和5年1月15日から3月15日を「未収金回収強化期間」とし、地区担当者が2名1組となって債務者宅への訪問による督促を実施しているところである。

今後とも、管内町村、民生委員等関係者と連携し、債務者の生活状況の把握に努めるとともに、継続的な督促による未収金の回収と新たな返納金の発生防止への取組を進める。

返納金(生活保護返納金)の収入未済額の状況

令和3年度決算額	147, 491, 317円
収入済額	4, 834, 895円
不納欠損額	0円

令和4年12月31日現在の収入未済額	142, 656, 422円
--------------------	----------------

3 母子福祉資金貸付金元利収入及び寡婦福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

貸付金元利収入については、「母子父子寡婦福祉資金償還指導マニュアル」に基づき、訪問や電話、文書による償還指導を行った。滞納者に対しては、7月に督促状及び催告状、9月に連帯保証人に対する督促状を送付し、滞納金額の通知や期日を指定した納入の督促を行った。償還開始後間もなく未納となった者には、速やかに連絡を取り、早期の収納に努め、新たな未収金が発生しないよう指導を強化した。加えて、8月と2月に「貸付金償還指導強化週間」を設定し、夜間電話による督促を重点的に行い未収金の収納や債務者の状況把握に取り組んだ。一部の長期滞納者については、サービサー（債権回収会社）に収納を委託した。

未収金発生未然防止対策として、貸付申請受付時に、担当者母子・父子自立支援員による面接を行い、制度の趣旨や借受人・連帯保証人の責務等の説明を徹底するとともに、適正な償還を意識付けるよう指導を行った。

また、償還が開始される6か月前には、借受人の連絡先や現状の確認を行うとともに、1か月前には償還開始の通知を徹底するほか、口座振替による償還が確実となるよう引落口座を確認するなど、円滑な償還が開始されるよう取り組んだ。残高不足等により口座引落ができなかった者については、口座再振替制度の利用を積極的に勧めることで、より確実な収納を図った。

今後とも、市町村と連携し、適切な貸付実施による未収金の発生防止を図り、債務者に対しては、個々の状況に応じ、母子・父子自立支援員による各種相談や就労による自立支援に取り組むとともに、償還困難事例については、「ケース検討会議」を開催し、個々の状況に応じて様々な収納方法を検討し計画的な償還を促すなど引き続き未収金の縮減に取り組む。

母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

令和3年度決算額	135, 509, 585円
収入済額	10, 161, 130円
不納欠損額	0円
令和4年12月31日現在の収入未済額	125, 348, 455円

寡婦福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

	<table> <tr> <td>令和3年度決算額</td><td>14,926,321円</td></tr> <tr> <td>収入済額</td><td>1,196,660円</td></tr> <tr> <td>不納欠損額</td><td>0円</td></tr> <tr> <td>令和4年12月31日現在の収入未済額</td><td>13,729,661円</td></tr> </table>	令和3年度決算額	14,926,321円	収入済額	1,196,660円	不納欠損額	0円	令和4年12月31日現在の収入未済額	13,729,661円						
令和3年度決算額	14,926,321円														
収入済額	1,196,660円														
不納欠損額	0円														
令和4年12月31日現在の収入未済額	13,729,661円														
<企業支援課> 中小企業近代化資金貸付金元金収入の収入未済について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。 中小企業近代化資金貸付金元金収入の収入未済額の状況 <table> <tr> <td>令和3年度決算額</td><td>1,200,359,874円</td></tr> <tr> <td>令和2年度決算額</td><td>1,206,011,147円</td></tr> <tr> <td>増減額</td><td>△5,651,273円</td></tr> </table>	令和3年度決算額	1,200,359,874円	令和2年度決算額	1,206,011,147円	増減額	△5,651,273円	当該貸付金については、「新・徳島県債権管理基本方針」、「徳島県中小企業高度化資金等債権管理マニュアル」に基づき、債務者及び連帯保証人（以下「債務者等」）の状況を遅滞なく把握するとともに、償還能力に応じた重点的・効果的な督促・交渉を実施し、償還額の増額、償還中断先の償還再開、新たな定期償還者の掘り起こし等に努めている。 また、こうした取組をより効果的に行うため、徳島県未収金対策委員会や関連部会、各都道府県との合同研修等を通じて、庁内他部局や他自治体との債権回収手法等の情報共有、担当職員の知識・スキルの向上に努めている。 さらに、長期償還中断先や、支払い能力があるにもかかわらず滞納している債務者等については、サービサー（債権回収会社）や弁護士といった専門家を最大限活用することで督促・回収を強化するとともに、法的措置を含めた積極的な債権回収を実施する等、適切な債権管理事務を行うことで、未収金の削減を進めてきたところである。 今後とも、債権管理業務を効果的・効率的に遂行していき、未収金対策に万全の措置を講じてまいらる。 中小企業近代化資金貸付金元金収入の収入未済額の状況 <table> <tr> <td>令和3年度決算額</td><td>1,200,359,874円</td></tr> <tr> <td>収入済額</td><td>4,655,857円</td></tr> <tr> <td>不納欠損額</td><td>0円</td></tr> <tr> <td>令和4年12月31日現在の収入未済額</td><td>1,195,704,017円</td></tr> </table>	令和3年度決算額	1,200,359,874円	収入済額	4,655,857円	不納欠損額	0円	令和4年12月31日現在の収入未済額	1,195,704,017円
令和3年度決算額	1,200,359,874円														
令和2年度決算額	1,206,011,147円														
増減額	△5,651,273円														
令和3年度決算額	1,200,359,874円														
収入済額	4,655,857円														
不納欠損額	0円														
令和4年12月31日現在の収入未済額	1,195,704,017円														
<労働雇用戦略課> 雑入（徳島勤労者生活協同組合事業資金貸付金償還金）の収入未済について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。 雑入（徳島勤労者生活協同組合事業資金貸付金償還金）の	当該貸付金は、債務者である協同組合が既に解散しており、連帯保証人の別組合が返済を行っている状況である。 この組合は、毎月12,000円の返済を確約していたが、平成29年9月返済分から、組合員の減少による財政悪化を理由に毎月10,000円の返済となっていた。														

収入未済額の状況

令和3年度決算額	7,840,557円
令和2年度決算額	7,984,557円
増 減 額	△144,000円

このため、平成30年7月に、確約どおりの月12,000円の弁済等を求める通知文を手交するとともに、機会あるごとに納付を催告した結果、平成30年11月分から、再び月12,000円の返済が行われているところである。また、令和4年6月に組合の事務所を訪問し、一括返済や返済額の増額等についても引き続き催告を行った。
今後とも、一括返済や返済額の増額を求め、早期の完済に向けた取組を継続してまいる。

雑入（徳島勤労者生活協同組合事業資金貸付金償還金）の収入未済額の状況

令和3年度決算額	7,840,557円
収入済額	108,000円
不納欠損額	0円
令和4年12月31日現在の収入未済額	7,732,557円

< 観光政策課 >

雑入（財産処分に伴う補助金返納金）の収入未済について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

雑入（財産処分に伴う補助金返納金）の収入未済額の状況

令和3年度決算額	6,744,191円
令和2年度決算額	6,744,191円
増 減 額	0円

返納金については、「新・徳島県債権管理基本方針」に基づき、債務者である県内事業者に対し、文書や面談等により、未収金償還の督促・交渉を行った。

債務者は、コロナ禍により経営が厳しく、一括返納が困難な状況にあるため、令和4年7月に分割による返納計画を策定し、令和4年8月から、計画に応じた分納を実施している状況である。

今後も、返納計画に基づき、着実に返納されるよう、適切に督促するとともに、必要に応じて財産状況の調査にも協力を求め、早期の全額返納に努めてまいる。

雑入（財産処分に伴う補助金返納金）の収入未済額の状況

令和3年度決算額	6,744,191円
収入済額	750,000円
不納欠損額	0円
令和4年12月31日現在の収入未済額	5,994,191円

< 農林水産政策課 >

農業改良資金貸付金元金収入及び林業改善資金貸付金元金収入

貸付金債権の保全と回収を図るため、徳島県未収金対策委員会におけ

の収入未済について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

農業改良資金貸付金元金収入の収入未済額の状況

令和3年度決算額	13,750,216円
令和2年度決算額	13,945,216円
増減額	△195,000円

林業改善資金貸付金元金収入の収入未済額の状況

令和3年度決算額	4,602,402円
令和2年度決算額	4,722,402円
増減額	△120,000円

る取組方針に基づき、職員間での回収状況の共有等による債権回収策の検討を行い、債務者等の営農状況や経済状況の実態を把握しながら、電話や面談等による督促を行った。

今後とも、収入未済額については、債務者や連帯保証人への電話や面談等を行うとともに、未収金の削減を促進するため、償還計画の見直しを指導するなど、債務者に対して強力で支払請求を行い、一層の収入確保に努める。

また、返済状況を踏まえ、未収金が削減されない場合には、必要に応じ担保権の行使や法的措置を行うなど、未収金対策に万全の措置を講じてまいる。

農業改良資金貸付金元金収入の収入未済額の状況

令和3年度決算額	13,750,216円
収入済額	170,000円
不納欠損額	0円
令和4年12月31日現在の収入未済額	13,580,216円

林業改善資金貸付金元金収入の収入未済額の状況

令和3年度決算額	4,602,402円
収入済額	40,000円
不納欠損額	0円
令和4年12月31日現在の収入未済額	4,562,402円

< 用地対策課 >

特定事業移転促進貸付金元利収入の収入未済について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

特定事業移転促進貸付金元利収入の収入未済額の状況

令和3年度決算額	533,677,428円
令和2年度決算額	534,277,428円
増減額	△600,000円

債務者に対し、会社訪問や面談等を通じて、未収金償還の督促・交渉を行った。債務者からは、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、原材料費や燃料費の高騰等により、厳しい経営状況にあると伝えられたが、回収に努めた結果、令和4年12月16日に200,000円の償還があった。

今後とも、継続的な償還がなされるよう、引き続き、強力で督促・交渉を重ね、粘り強く回収に努める。

特定事業移転促進貸付金元利収入の収入未済額の状況

令和3年度決算額	533,677,428円
----------	--------------

収入済額	200, 000円
不納欠損額	0円
令和4年12月31日現在の収入未済額	533, 477, 428円

< 住宅課 >

住宅使用料及び雑入（家屋明渡等請求に伴う損害金）について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

住宅使用料の収入未済額の状況

令和3年度決算額	100, 713, 223円
令和2年度決算額	228, 758, 234円
増 減 額	△128, 045, 011円

雑入（家屋明渡等請求に伴う損害金）の収入未済額の状況

令和3年度決算額	26, 048, 021円
令和2年度決算額	26, 048, 021円
増 減 額	0円

1 講じた措置

(1) 滞納初期段階での取組の強化

滞納額が高額になるほど、滞納者は支払いが困難となり、結果的に滞納期間が長引く傾向にあるため、令和3年2月に改正した「徳島県営住宅等家賃滞納整理事務処理要綱」に基づき、滞納初期段階での取組を強化し、滞納1か月での電話・文書による督促、滞納2か月での訪問納付指導、滞納3か月での文書催告、滞納4か月での呼出し指導、滞納5か月での再度の文書催告を徹底して実施し、新たな滞納の発生を抑制した。

(2) 高額滞納者に対する指導

家賃を支払う意識の低い入居者や納付指導に従わない悪質な高額滞納者に対して、連帯保証人を含め、納付指導を実施している。

令和3年2月以降の新規入居者に対しては、原則として、滞納6か月で公営住宅法に基づく明渡請求を行い、それにも従わない場合、家賃の支払及び明渡しを求める提訴を行うこととしている。

既存の入居者に対しては、対応の強化に伴う急激な変化に配慮し、令和5年度までの経過措置期間を定めて、順次、明渡請求を行うこととしており、令和4年11月に明渡請求に従わない1名に対し家賃の支払及び明渡しを求める提訴を行った。

(3) 弁護士との連携強化

滞納事例には、自己破産・服役・行方不明・不正入居等様々な状況があるため、訴訟提起の際に代理人を依頼している弁護士との連携を深め、困難事例発生時には、法律関係の指導助言のもとに、早めに適切な対応ができるような体制とした。

(4) 福祉関係機関との連携

滞納者の状況（収入、年齢、障がいの有無、家族構成など）を分析し、「支払が困難な滞納者」に対しては、個別の事情に応じて、社会福祉協議会の窓口を紹介したり、各種の支援制度や生活保護制度を案内している。

2 今後の対応

県営住宅を退去後一定期間が経過した債権は、事実上回収が困難であるとして、令和2年度から消滅時効の経過をもって債権放棄の議案提出を行い、不能欠損処分を実施しており、今後も同様の方針で対応していく。

また、新たな滞納の発生を防止する観点から、滞納が積みあがる前の早期の訪問督促や特別な事情がある方を対象とした家賃減額などの

取組を進めつつ、明渡請求を前提とした滞納防止の取組を強化することで、より確実性の高い滞納対策にしっかりと取り組んでいく。

住宅使用料の収入未済額の状況

令和3年度決算額	100,713,223円
収入済額	8,090,250円
不納欠損額	0円
令和4年12月31日現在の収入未済額	92,622,973円

雑入（家屋明渡等請求に伴う損害金）の収入未済額の状況

令和3年度決算額	26,048,021円
収入済額	0円
不納欠損額	0円
令和4年12月31日現在の収入未済額	26,048,021円

< 東部県土整備局 徳島庁舎 >

河川海岸使用料及び港湾施設使用料について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

河川海岸使用料の収入未済額の状況

令和3年度決算額	2,451,008円
令和2年度決算額	57,606円
増減額	2,393,402円

港湾施設使用料の収入未済額の状況

令和3年度決算額	4,881,430円
令和2年度決算額	5,450,605円

1 河川海岸使用料の収入未済額の状況

当該未収金2,451,008円は、令和3年度分の河川海岸使用料が納付期限までに納付されなかったものであるが、令和4年11月25日までに全額納付されている。

河川海岸使用料の収入未済額の状況

令和3年度決算額	2,451,008円
収入済額	2,451,008円
不納欠損額	0円
令和4年12月31日現在の収入未済額	0円

2 港湾施設使用料の収入未済額の状況

(1) A社（令和3年度末未収金額4,025,740円）

当該未収金は、平成18年度から平成21年度までの野積場占用

増	減	額	△569,175円
---	---	---	-----------

料が未収となっているものである。

同社は、現在休眠状態であり、県が差し押さえている倉庫以外に財産はない。

平成26年1月に、当該倉庫の公売を実施したが、落札者から公売代金2,060,100円の納付がなく、売却取消しとなった。このため、公売保証金200,000円のうち、152,250円を滞納処分費（建物鑑定料）として充当し、47,750円を未収金に充当した結果、未収金額は4,025,740円となっている。

平成30年3月に倉庫内部の動産を県が差し押さえし、同年12月に倉庫及び倉庫内部の動産を一体として公売を実施したが、応札者はなく売却に至らなかった。不動産及び動産の差押は、現在も継続中である。

なお、当該不動産については、令和元年6月に松茂町から町税滞納を引き継いだ徳島滞納整理機構が、令和2年1月、3月、4月と3回公売を実施したが、いずれも換価には至らなかったことから、同機構は、同年5月に参加差押を解除し換価執行決定を取り消している。

県としてもこうしたことを踏まえ、換価が非常に難しいことから、不納欠損や換価の妨げとなっている動産の行政代執行も視野に入れ、令和4年6月29日に弁護士相談を行ったところである。

今後、関係部局等とも協議しながら、最善となる対応方針を検討してまいらる。

(2) B社（令和3年度末未収金額855,690円）

当該未収金は、令和3年度（令和4年2月、3月）分の港湾施設使用料が納付期限までに納付されなかったものであるが、令和4年5月2日に全額納付済みである。

港湾施設使用料の収入未済額の状況

令和3年度決算額	4,881,430円
収入済額	855,690円
不納欠損額	0円
令和4年12月31日現在の収入未済額	4,025,740円

<教育委員会事務局人権教育課>

教育委員会奨学金貸付金元金収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

教育委員会奨学金貸付金元金収入の収入未済額の状況

当該貸付金の回収については、「新・徳島県債権管理基本方針」や「徳島県地域改善対策奨学金等貸付金債権管理マニュアル」に基づき、滞納者に対する督促状の送付や電話による納付指導を行ったほか、債務者との面談機会を増やすための相談窓口を開設時間の工夫等も図りながら、隣保館など県内延べ12箇所で開催し対応するとともに、庁内においても随時開設した。また、戸別訪問を行うなど、課員全員体制で歳入確保に

令和3年度決算額	287, 120, 723円
令和2年度決算額	290, 075, 228円
増 減 額	△2, 954, 505円

努めている。

さらに、各債務者に対しては、返還状況を詳細に説明し、より具体的な返還指導を行うことで、収入確保に取り組んだ。

加えて、返還免除を含む奨学金返還制度について一層の理解が得られるよう、令和4年度においても、「奨学金返還のしおり」について、わかりやすい内容で作成し、債務者に対して広く制度の周知を図ることで、新たな収入未済の発生防止に努めた。

今後とも、このような取組を継続する中で、債務者個々の生活の状況等を勘案しながら、分割納付など適切な償還方法の指導・相談を行うことにより一層の収入確保を図るとともに、新たな収入未済の発生防止に努める。

教育委員会奨学金貸付金元金収入の収入未済額の状況

令和3年度決算額	287, 120, 723円
収入済額	6, 121, 505円
不納欠損額	0円
令和4年12月31日現在の収入未済額	280, 999, 218円

< 教育委員会事務局生涯学習課 >

奨学金貸付金元金収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

奨学金貸付金元金収入の収入未済額の状況

令和3年度決算額	96, 206, 090円
令和2年度決算額	118, 648, 710円
増 減 額	△22, 442, 620円

徳島県奨学金貸付金の未収金については、「徳島県奨学金貸付金返還促進取扱要綱」及び「奨学金貸付金返還指導マニュアル」に基づき、9月から11月を「未収金削減強化月間」に設定し、「奨学金未収金対策チーム」を中心に、積極的な返還指導及び督促を行うほか、サービサー（債権回収会社）に債権回収業務の一部を委託するなど、多角的かつ重層的な取組を行っている。

- 1 長期滞納者に対する重点的な督促
要綱等に基づき、1月に督促状の送付を行い、指定期限を経過しても返還等を行わない者に対しては、3月に催告状を送付した。
また、対象者のうち、一括返還が困難な者については、返還計画書を提出させ分割返還を認めてきたが、分納承認者についてはおおむね計画どおりの返還が継続している。
- 2 所在不明者の住所の把握
所在が不明の場合は、架電及び住民基本台帳ネットワークシステムを利用することに加えて住民票等の請求を行った。
- 3 新規返還開始者に対する返還開始案内及び返還指導
早期の未収金の発生を防ぐため、文書に加え架電でも返還開始を案内し、対象者には返還猶予制度の説明を行った。
また、滞納の常態化を防ぐため、初回返還が未納となった者に対して、速やかに架電による督促及び返還指導を実施した。

- 4 個々の状況に応じた細やかな返還指導
奨学生等が滞納状態に陥るのは、ある程度やむを得ない理由がある場合が多いことから、返還猶予制度や返還每期額の減額等を説明するなど、細やかな返還指導に努めた。
- 5 サービサー（債権回収会社）の活用
返還が極めて困難な者に配慮した上で、令和3年5月から長期滞納者に対する債権回収業務を、長期継続契約によりサービサー（債権回収会社）へ委託した。

今後も引き続き、効果的な取組を行うとともに、きめ細やかな返還指導により、収入未済額の縮減に努める。

奨学金貸付金元金収入の収入未済額の状況

令和3年度決算額	96,206,090円
収入済額	15,375,655円
不納欠損額	0円
令和4年12月31日現在の収入未済額	80,830,435円

< 中央病院 >

医業未収金（診療報酬等個人負担分）について、新たな滞納未収金の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

医業未収金（診療報酬等個人負担分）の状況

令和3年度決算額に係る 令和4年5月末残額	132,112,507円
令和2年度決算額に係る 令和3年5月末残額	131,858,015円
増減額	254,492円

未収金の回収については、「徳島県病院事業滞納未収金取扱要綱」に基づき、文書、電話による督促を行うとともに、未納者に対して分割納付や高額療養費制度等の活用について、丁寧に説明すること等により早期回収に努めている。

長期滞納者のうち、督促を行ってもなお支払に応じない者に対し、法的措置として「支払督促」を実施しており、令和4年度には、12月31日までに100,918円を回収した。

さらに、平成29年度からは、回収が困難な未収金の回収業務を弁護士法人へ委託しており、未収金の収入促進に向けて取組を強化している。その結果、令和4年度には、12月31日までに3,586,692円を回収した。

また、24時間会計の実施やクレジットカード決済の活用等により患者の利便性を高めるとともに、患者支援センターにおいて、医療ソーシャルワーカー等の職員が患者のニーズに応じた納付相談や生活福祉資金貸付制度等の各種社会保障制度を紹介することにより、未収金発生の防止に努めている。

今後とも、公平性の担保と収入の確保のため、新たな未収金の発生の抑制に努めるとともに、やむを得ず発生した未収金については継続的な督促を実施する等、適切な債権管理に努める。

医業未収金（診療報酬等個人負担分）の状況

	<table> <tr> <td>令和3年度決算額に係る 令和4年5月末残額</td><td>132,112,507円</td></tr> <tr> <td>収入済額</td><td>9,539,982円</td></tr> <tr> <td>不納欠損額</td><td>0円</td></tr> <tr> <td>令和4年12月31日現在の収入未済額</td><td>122,572,525円</td></tr> </table>	令和3年度決算額に係る 令和4年5月末残額	132,112,507円	収入済額	9,539,982円	不納欠損額	0円	令和4年12月31日現在の収入未済額	122,572,525円						
令和3年度決算額に係る 令和4年5月末残額	132,112,507円														
収入済額	9,539,982円														
不納欠損額	0円														
令和4年12月31日現在の収入未済額	122,572,525円														
<三好病院> 医業未収金（診療報酬等個人負担分）について、新たな滞納未収金の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。 医業未収金（診療報酬等個人負担分）の状況 <table> <tr> <td>令和3年度決算額に係る 令和4年5月末残額</td><td>32,504,512円</td></tr> <tr> <td>令和2年度決算額に係る 令和3年5月末残額</td><td>44,539,657円</td></tr> <tr> <td>増減額</td><td>△12,035,145円</td></tr> </table>	令和3年度決算額に係る 令和4年5月末残額	32,504,512円	令和2年度決算額に係る 令和3年5月末残額	44,539,657円	増減額	△12,035,145円	未収金の回収については、「徳島県病院事業滞納未収金取扱要綱」に基づき、文書、電話による督促を行うとともに、未納者に対して分割納付や高額療養費制度等の活用について、丁寧に説明すること等により、早期回収に努めている。 長期滞納者のうち、督促を行ってもなお支払に応じない者に対し、法的措置として「支払督促」を実施しており、令和4年度には、12月31日までに466,310円を回収した。 さらに、平成29年度からは、回収が困難な未収金の回収業務を弁護士法人に委託しており、令和4年度には、12月31日までに1,952,807円を回収した。 また、患者支援センターにおいて、医療ソーシャルワーカー等の職員が、患者のニーズに応じた納付相談や生活福祉資金貸付制度等の各種社会保障制度の紹介を行うとともに、クレジットカード決済の活用等により患者の利便性を高め、未収金発生の防止に努めている。 今後とも、公平性の担保と収入の確保のため、新たな未収金の発生の抑制に努めるとともに、やむを得ず発生した未収金については継続的な督促を実施する等、適切な債権管理に努める。 医業未収金（診療報酬等個人負担分）の状況 <table> <tr> <td>令和3年度決算額に係る 令和4年5月末残額</td><td>32,504,512円</td></tr> <tr> <td>収入済額</td><td>3,108,369円</td></tr> <tr> <td>不納欠損額</td><td>0円</td></tr> <tr> <td>令和4年12月31日現在の収入未済額</td><td>29,396,143円</td></tr> </table>	令和3年度決算額に係る 令和4年5月末残額	32,504,512円	収入済額	3,108,369円	不納欠損額	0円	令和4年12月31日現在の収入未済額	29,396,143円
令和3年度決算額に係る 令和4年5月末残額	32,504,512円														
令和2年度決算額に係る 令和3年5月末残額	44,539,657円														
増減額	△12,035,145円														
令和3年度決算額に係る 令和4年5月末残額	32,504,512円														
収入済額	3,108,369円														
不納欠損額	0円														
令和4年12月31日現在の収入未済額	29,396,143円														
<海部病院> 医業未収金（診療報酬等個人負担分）について、新たな滞納未収金の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。	未収金の回収については、「徳島県病院事業滞納未収金取扱要綱」に基づき、文書、電話による督促を行うとともに、未納者に対して分割納付や高額療養費制度等の活用について、丁寧に説明すること等により、														

	医業未収金（診療報酬等個人負担分）の状況 <table><tr><td>令和3年度決算額に係る 令和4年5月末残額</td><td>6,708,950円</td></tr><tr><td>令和2年度決算額に係る 令和3年5月末残額</td><td>5,716,945円</td></tr><tr><td>増減額</td><td>992,005円</td></tr></table>	令和3年度決算額に係る 令和4年5月末残額	6,708,950円	令和2年度決算額に係る 令和3年5月末残額	5,716,945円	増減額	992,005円	早期回収に努めている。 さらに、平成29年度から、回収が困難である未収金の回収業務については、弁護士法人へ委託して取組を強化しており、令和4年度には、12月31日までに110,000円を回収した。 また、医療ソーシャルワーカー等の職員が、患者のニーズに応じた納付相談や生活福祉資金貸付制度等の各種社会保障制度の紹介を行うとともに、クレジットカード決済や出産育児一時金等の直接支払制度の活用等により患者の利便性を高め、新たな未収金発生の防止に努めている。 今後とも、公平性の担保と収入の確保のため、新たな未収金発生の抑制に努めるとともに、やむを得ず発生した未収金については、継続的な督促を実施する等、適切な債権管理に努める。 医業未収金（診療報酬等個人負担分）の状況 <table><tr><td>令和3年度決算額に係る 令和4年5月末残額</td><td>6,708,950円</td></tr><tr><td>収入済額</td><td>2,008,430円</td></tr><tr><td>不納欠損額</td><td>0円</td></tr><tr><td>令和4年12月31日現在の収入未済額</td><td>4,700,520円</td></tr></table>	令和3年度決算額に係る 令和4年5月末残額	6,708,950円	収入済額	2,008,430円	不納欠損額	0円	令和4年12月31日現在の収入未済額	4,700,520円
令和3年度決算額に係る 令和4年5月末残額	6,708,950円															
令和2年度決算額に係る 令和3年5月末残額	5,716,945円															
増減額	992,005円															
令和3年度決算額に係る 令和4年5月末残額	6,708,950円															
収入済額	2,008,430円															
不納欠損額	0円															
令和4年12月31日現在の収入未済額	4,700,520円															
(3) 超過勤務手当及び休日給の支給で適切でないもの	< 秘書課 > 休日及び週休日の勤務において、休日給及び超過勤務手当の支給区分を誤っているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。	今回の事案は、休日及び週休日の勤務において、各職員が、休日給及び超過勤務手当の支給要件等給与制度の理解不足のため、総務事務システムに誤った支給区分で入力したことにより発生したものである。 今回の指摘を受け、監査対象期間の休日給及び超過勤務手当について再点検を行い、指摘のあった7件のほか、4件の入力誤りを確認し、うち支給額の更正が必要な5件については、令和4年9月に追給及び戻入を行い、支給額を更正した。（なお、残り6件については、支給額の更正が不要であることを確認） また、各職員が給与制度に関する理解を深めるため、全職員に給与制度関係資料及び総務事務システム入力時の注意点を周知するとともに、特に祝日を含む月においては、月初めに休日給の入力方法を給与担当からメール送信を行うなど、繰り返し注意喚起を図っている。 さらに、総務事務システムの決裁時に担当リーダー及び決裁権者が、支給区分の確認を徹底するとともに、月例報告時には、給与担当が重ねてチェックを行うなど、二重三重の組織的な確認を徹底し、今後は適正な事務の執行に努める。														
(4) 報酬の支給で適切でないもの	< 中央こども女性相談センター > 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、	今回の事案は、「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」等の認識不足により、夜間勤務に係る報酬が支給できていなかったもの														

	その時間帯の勤務時間に対して夜勤手当の額に相当する額の報酬を支給すべきであったにもかかわらず、支給されていないものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。	である。 今回の指摘を受け、令和2年度の会計年度任用職員制度の開始以降発生した夜間勤務に係る報酬の未支給を是正するため、監査対象年度を含め過去2年間の夜間勤務実績を確認した上で、追給処理を行った。 また、再発防止のため、職員に対し夜間勤務実績の総務事務システムへの適正な入力方法について周知を行うとともに、副所長が総務事務システムの決裁時に加え、総務事務管理課への実績報告時において再度確認を行うよう徹底した。 今後とも、同様の事案が発生しないよう、適正な事務の執行と組織的な確認を徹底する。
(5) 支出事務で適切でないもの	<感染症対策課> 検査業務に係る単価契約において、経費支出何の支出予定金額を、決裁を経ることなく複数回増額し、当初の支出予定金額を大きく上回って支出しているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。	今回の事案は、経費支出何において、当初（R3.12.1付）は令和3年度10月補正予算分を支出予定額としていたが、支払額が超えることが見込まれ、2月補正対応とした支出について、本来、変更の経費支出何を作成すべきところ、当初の経費支出何に追加の予算額を手書追記することにより、支払処理を行ったものである。 同じ内容の誤りはほかにないことを確認しており、再発防止策として、所属全体で問題意識が共有されるよう研修を実施し、会計規則等の認識を高めるとともに、各担当内での確認を徹底、経費支出何に係る支出事務に関する最終確認者を副課長とするよう、徹底を図った。 今後とも、同様の事案が発生しないよう、適正な事務執行に努める。
(6) 契約事務で適切でないもの	<健康づくり課> 委託契約において、変更契約を行うことなく業務内容を変更しているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。	今回の事案は、委託契約において当初の事業内容に内容変更はあったが、金額変更が生じなかったことで変更契約を行っていなかったものであり、契約事務に関する知識が不足していたことが原因である。 今回の指摘を受け、課内で問題を共有するとともに、再発防止策として、H18.3.14付け管財課長通知「委託契約の契約方法について」を配布し、適正な事務執行について周知徹底を図ったほか、委託契約に関する事務のチェックリストを作成し、適正な事務の執行を図った。 また、管理職を含め、複数名による進捗管理を徹底するほか、決裁の時点で管理職による確認を徹底することとした。 なお、監査対象年度においては、同様の誤りがなかったことを確認している。 今後、再発防止策を徹底し、同様の誤りを起こさないよう取り組む。
	<感染症対策課> 物品購入に係る単価契約において、契約書の作成を省略できる場合に該当しないにもかかわらず、契約書を作成していないものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。	今回の事案は、新型コロナウイルス検査に係る検査キットの購入において、担当者が徳島県契約事務規則第3条に基づき契約書を作成しなければならないことを認識していなかったことと、決裁ラインにおける確認不足が重なり、契約書の作成ができていなかったものである。 同じ内容の誤りはほかにないことを確認しており、再発防止策として、所属全体で問題意識が共有されるよう研修を実施し、契約事務規則の認識を高めるとともに、各担当内での確認を徹底、契約事務に関する最終

		確認者を副課長とするよう、徹底を図った。 今後とも、同様の事案が発生しないよう、適正な事務執行に努める。
	< 東部県土整備局 徳島庁舎 > 廃棄物処理に係る単価契約において、随意契約によることができる場合に該当しないにもかかわらず、随意契約しているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。	今回の事案は、予定価格が少額の随意契約を行うことができる場合でないにもかかわらず、一般廃棄物の処理を目的とする契約（単価契約）において、過去の実績額が100万円未満であったため競争入札を行わず、随意契約としていたものである。 今回の指摘を受け、再発防止を徹底するため、担当内全体で問題が共有されるよう根拠法令や事務手続について周知するとともに、担当リーダー及び担当次長は、決裁に際し正しく処理されているか、重ねてチェックを行うこととした。 なお、監査対象年度においては、同様の誤りがないことを確認した。 今後とも組織的なチェックを徹底し、適正な事務執行に努める。
	< 中央病院 > 物品購入に係る単価契約において、契約書の作成を省略できる場合に該当しないにもかかわらず、契約書を作成していないものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。	今回の事案は、診療材料の購入単価契約において、1品の単価が100万円を超えるもののみ契約書を作成し、年間購入見込金額が100万円を超えるものについて契約書を作成していなかったものである。 なお、監査対象年度において、消耗品の購入単価契約においても同様の誤りが7項目にあったことを確認している。 今後、単価契約の事務にあたっては、発注システムの前年度の購入実績数量等のデータなどに基づいて年間購入見込金額を適切に推計し、年間購入見込金額が100万円を超えるものについて担当者が契約書を作成し、担当リーダーが最終確認を行い、より適切な事務執行に努める。
	< 中央病院 > 物品購入に係る単価契約において、随意契約によることができる場合に該当しないにもかかわらず、随意契約しているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。	今回の事案は、医療用ガス類の購入単価契約において、年間購入見込金額が160万円を超えるものがあつたにもかかわらず、年間購入見込金額が160万円以下のものと混同し、入札によらず、複数の業者から見積徴収し、随意契約により執行していたものである。 なお、監査対象年度において、同じ内容の誤りがほかはないことを確認している。 今後、契約事務にあたっては、前年度の購入実績等を参考に年間購入見込額を適切に算定し、随意契約の可否について担当者が確認後、担当リーダーが最終確認し、適切な事務執行に努める。
(7) 物品の管理 で適切でない もの	< 東部県土整備局 徳島庁舎 > 物品表示票を貼付すべきであるにもかかわらず、貼付していない物品が多数ある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。	今回の事案は、当所属が管理しているパソコンについて、物品表示票を貼付し適正に管理すべきところ、これまで貼付を失念していたものである。 指摘を受けて、パソコンについては、機器の調達・配置の現状について精査し、8月31日に全てのパソコン（183台）に物品表示票の貼付を完了した。 なお、監査対象年度においては、同じ誤りはないことを確認した。

		今後、調達の際には、物品出納員（次長）を含む複数職員が確認を行うことで、物品表示票の貼付漏れのしないよう、事務の適正化を図るとともに、当庁舎の職員数及び使用する機器台数が多い状況に鑑み、より一層適正な管理の必要性を認識し、機器の適正管理に努める。
(8) 文書事務で適切でないもの	<障がい者相談支援センター> 前年度の監査に引き続き、公印を使用するときに公印管守責任者の検印を受けていないものがある。今後、再発防止策を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。	前年度、所属長決裁後の所長印の使用に当たり、立案文書に公印管守責任者（次長）の検印ができていないとの指摘を受け、職員に対して文書事務研修を実施し、公印使用時の事務手続きを再確認するなど、再発防止に努めたが、今年度においても公印管守責任者の検印漏れがあったものである。 なお、監査対象年度に、ほかに検印漏れがないことを確認している。 今回の事態を重く受け止め、再発防止対策が不十分であったとの認識の下、改めて当センターにおける事務執行を検証するとともに、発生原因の根絶に努めた。 1 文書事務の知識のかん養 法制文書課作成の研修資料に加え、事務処理の具体的な流れを示した事務処理フロー図を用いた研修等を複数回実施することにより、処理完結に至る過程の理解度の向上に努めた。 2 検印漏れの再発防止対策 電子決裁化の更なる促進と併せ、「公印使用システム」の有効活用により検印を要する文書の「見える化」を図るとともに、処理完結までの過程に公印管守責任者の確認作業を確実に組み入れ、検印漏れの防止に取り組んだ。 これらの取組により、発生リスクの低減と適正な事務執行体制の確保を図った。 今後も現在の取組を維持継続し、発生防止に真摯に取り組んでまいります。

徳島県公安委員会告示第四号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の三十二の二第一項の規定により次の者を認定したので、運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年三月十日

徳島県公安委員会委員長 米 澤 和 美

運転免許取得者等教育を行う者の名称及び住所	代表者氏名	運転免許取得者等教育に使用する施設の名称及び所在地	課程の区分	課程の名称	認定年月日
千松自動車教習所株式会社 徳島市北佐古二番町三番十七号	阿部哲也	千松自動車教習所 徳島市北佐古二番町三番十七号	運転免許取得者等教育の認定に関する規則第一条第三号に掲げる課程	高齢者講習同等課程	令和五年三月一日
株式会社徳島中央自動車教習所 徳島市城東町一丁目七番四十二号	中島祥継	徳島中央自動車教習所 徳島市城東町一丁目七番四十二号	運転免許取得者等教育の認定に関する規則第一条第三号に掲げる課程	高齢者講習同等課程	令和五年三月一日
株式会社徳島第一自動車教習所 徳島市論田町本浦下七十三番地	生原 寛	徳島第一自動車教習所 徳島市論田町本浦下七十三番地	運転免許取得者等教育の認定に関する規則第一条第三号に掲げる課程	高齢者講習同等課程	令和五年三月一日
株式会社広沢自動車学校 徳島市南田宮二丁目四番三号	祖川康子	広沢自動車学校 徳島市南田宮二丁目四番三号	運転免許取得者等教育の認定に関する規則第一条第三号に掲げる課程	高齢者講習同等課程	令和五年三月一日
株式会社鳴門自動車教習所 鳴門市大津町矢倉字四の越五十二番地	勘川一三	鳴門自動車教習所 鳴門市大津町矢倉字四の越五十二番地	運転免許取得者等教育の認定に関する規則第一条第三号に掲げる課程	高齢者講習同等課程	令和五年三月一日

石井自動車学校株式会社 名西郡石井町石井字重松九番 地の二	中野光憲	石井自動車学校 名西郡石井町石井字重松九番 地の二	運転免許取得者等教育の 認定に関する規則第一条 第三号に掲げる課程	高齢者講習同等課程	令和五年三月一日
株式会社鴨島自動車学校 吉野川市鴨島町鴨島六百三十 六番地一	河形 亮	鴨島自動車学校 吉野川市鴨島町鴨島六百三十 六番地一	運転免許取得者等教育の 認定に関する規則第一条 第三号に掲げる課程	高齢者講習同等課程	令和五年三月一日
株式会社脇町自動車学校 美馬市脇町馬木七百八十七番 地二	横山 敦	脇町自動車学校 美馬市脇町馬木七百八十七番 地二	運転免許取得者等教育の 認定に関する規則第一条 第三号に掲げる課程	高齢者講習同等課程	令和五年三月一日
株式会社三加茂自動車学校 三好郡東みよし町加茂千八百 三十二番地	伊原好秋	三加茂自動車学校 三好郡東みよし町加茂千八百 三十二番地	運転免許取得者等教育の 認定に関する規則第一条 第三号に掲げる課程	高齢者講習同等課程	令和五年三月一日
株式会社小松島自動車教習所 小松島市中郷町字西野一番地 の一	平山洋介	小松島自動車教習所 小松島市中郷町字西野一番地 の一	運転免許取得者等教育の 認定に関する規則第一条 第三号に掲げる課程	高齢者講習同等課程	令和五年三月一日
有限会社阿南自動車学校 阿南市西路見町姥一番地一	生原 寛	阿南自動車学校 阿南市西路見町姥一番地一	運転免許取得者等教育の 認定に関する規則第一条 第三号に掲げる課程	高齢者講習同等課程	令和五年三月一日
株式会社海部自動車学校 海部郡海陽町高園字中ケイ二 十番地	横山 敦	海部自動車学校 海部郡海陽町高園字中ケイ二 十番地	運転免許取得者等教育の 認定に関する規則第一条 第三号に掲げる課程	高齢者講習同等課程	令和五年三月一日

徳島県公安委員会告示第五号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の三十一の三第一項の規定により次の者を認定したので、運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和四年国家公安委員会規則第八号）第七条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年三月十日

徳島県公安委員会委員長 米 澤 和 美

運転免許取得者等検査を行う者の名称及び住所	代表者氏名	運転免許取得者等検査に使用する施設の名称及び所在地	方法の区分	方法の名称	認定年月日
千松自動車教習所株式会社 徳島市北佐古二番町三番十七号	阿部哲也	千松自動車教習所 徳島市北佐古二番町三番十七号	運転免許取得者等検査の認定に関する規則第一条に掲げる方法	認定認知機能検査 認定運転技能検査	令和五年三月一日
株式会社徳島中央自動車教習所 徳島市城東町一丁目七番四十二号	中島祥継	徳島中央自動車教習所 徳島市城東町一丁目七番四十二号	運転免許取得者等検査の認定に関する規則第一条に掲げる方法	認定認知機能検査 認定運転技能検査	令和五年三月一日
株式会社徳島第一自動車教習所 徳島市論田町本浦下七十三番地	生原 寛	徳島第一自動車教習所 徳島市論田町本浦下七十三番地	運転免許取得者等検査の認定に関する規則第一条に掲げる方法	認定認知機能検査 認定運転技能検査	令和五年三月一日
株式会社広沢自動車学校 徳島市南田宮二丁目四番三号	祖川康子	広沢自動車学校 徳島市南田宮二丁目四番三号	運転免許取得者等検査の認定に関する規則第一条に掲げる方法	認定認知機能検査 認定運転技能検査	令和五年三月一日
株式会社鳴門自動車教習所 鳴門市大津町矢倉字四の越五十二番地	勘川一三	鳴門自動車教習所 鳴門市大津町矢倉字四の越五十二番地	運転免許取得者等検査の認定に関する規則第一条に掲げる方法	認定認知機能検査 認定運転技能検査	令和五年三月一日

石井自動車学校株式会社 名西郡石井町石井字重松九番 地の二	中野光憲	石井自動車学校 名西郡石井町石井字重松九番 地の二	運転免許取得者等検査の 認定に関する規則第一条 に掲げる方法	認定認知機能検査 認定運転技能検査	令和五年三月一日
株式会社鴨島自動車学校 吉野川市鴨島町鴨島六百三十 六番地一	河形 亮	鴨島自動車学校 吉野川市鴨島町鴨島六百三十 六番地一	運転免許取得者等検査の 認定に関する規則第一条 に掲げる方法	認定認知機能検査 認定運転技能検査	令和五年三月一日
株式会社脇町自動車学校 美馬市脇町馬木七百八十七番 地二	横山 敦	脇町自動車学校 美馬市脇町馬木七百八十七番 地二	運転免許取得者等検査の 認定に関する規則第一条 に掲げる方法	認定認知機能検査 認定運転技能検査	令和五年三月一日
株式会社三加茂自動車学校 三好郡東みよし町加茂千八百 三十二番地	伊原好秋	三加茂自動車学校 三好郡東みよし町加茂千八百 三十二番地	運転免許取得者等検査の 認定に関する規則第一条 に掲げる方法	認定認知機能検査 認定運転技能検査	令和五年三月一日
株式会社小松島自動車教習所 小松島市中郷町字西野一番地 の一	平山洋介	小松島自動車教習所 小松島市中郷町字西野一番地 の一	運転免許取得者等検査の 認定に関する規則第一条 に掲げる方法	認定認知機能検査 認定運転技能検査	令和五年三月一日
有限会社阿南自動車学校 阿南市西路見町姥一番地一	生原 寛	阿南自動車学校 阿南市西路見町姥一番地一	運転免許取得者等検査の 認定に関する規則第一条 に掲げる方法	認定認知機能検査 認定運転技能検査	令和五年三月一日
株式会社海部自動車学校 海部郡海陽町高園字中ケイ二 十番地	横山 敦	海部自動車学校 海部郡海陽町高園字中ケイ二 十番地	運転免許取得者等検査の 認定に関する規則第一条 に掲げる方法	認定認知機能検査 認定運転技能検査	令和五年三月一日